

NO. 269

2015. 11. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センターB1F 発行責任者 小泉 いと子 TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623 http://city-osaka-ikuseikai.or.jp 定価 10 円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念 障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

第2回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 〔名古屋大会〕が開催されました(後編)

先月号に引き続き全国大会のレポートを掲載させ ていただきます。

今月号では、分科会のうちCコース【くらす】とDコース【はたらく】、本人大会の報告になります。

分科会 Cコース 【くらす】に参加して 福島育成園 副主任 今井 布美

「くらす」のテーマは「暮らしを安定させて多様な生活を支える」でした。

はじめに、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉 部 障害福祉課 地域生活支援室 相談支援専門官 鈴 木 智敦 氏より、サービス等利用計画と差別解消法の 講演がありました。

サービス等利用計画には、相談員ではなく、本人またはご家族が作成するセルフプランがあります。セルフプランは、本人の自由な意思決定で作成ができる、というものですが、反面モニタリングをすることはなく何かあったときに自分自身で申請をしなければならないというデメリットがあるため、家族以外に相談したいと思える信頼できる相談支援員の必要性が指摘されていました。

また、平成28年4月に施行予定となっている障害 者差別解消法についての説明がありました。

次に「グループホームを含む多様な暮らしの実現に向けて」グループホーム学会 事務局長 室津 滋樹 氏の講演が行われました。

グループホームの暮らしとは、一人ひとりの暮らしがあるが一人ぼっちではない・規模が小さいからこそできることがたくさんある・訓練する場ではなくゆっくりくつろげる場・ルールはみんなで話し合って決め

る、など、メリットがたくさんあります。しかし援助 の内容が見えにくく密室化しやすいことで追い詰め られやすかったりひとりよがりになりやすかったり することもあります。これを防ぐためには、法人を超 えて地域にあるグループホーム同士が話し合う機会 を作っておくことが大切だということです。また、第 三者がグループホームを定期的に訪問し、援助者や入 居者の話を聞くしくみが必要とのことです。

午後からは、毎日新聞論説委員 厚生労働省 社会保 障審議会 障害者部会で委員を務められている 野澤 和弘 氏より基調講演がありました。

現在、障がいが重い人が増えてきています。医療が 発達したこともありNICU(新生児集中治療室)は どこも満床でその後の行き場所もなかなか見つかり にくいということでした。そのような中、2015年 に報酬改定が行われ、高齢福祉分野では報酬の切り下 げとなり全体でマイナス2.27%でしたが、障がい 福祉分野に関しては全体でプラスマイナスゼロでし た。報酬改定により一部厳しい面もありましたが、重 度グループホームの報酬増、強度行動障がいなどの研 修実績加算など重度の人に対する支援への加算が創 設されました。また、障害者総合支援法の見直し事項 のひとつとして意思決定支援のあり方が挙げられて います。自分の意思を伝える・決定するのが難しい人 たちの意思決定を支援するために合理的配慮が求め られます。福祉サービスはもちろん必要ですがそれを 受動的に利用するだけでなく、利用して何をするか何 ができるかを考える、制度やサービスに合わせるので はなく日々変わる本人の意思に合わせてサービスを 利用し、障がいの有無に関係なく能動的に人生を楽し む、そのためには合理的配慮・意思決定支援が必要不 可欠になります。

基調講演のあとには、野澤氏をコーディネーターに、 4名のシンポジストを迎えてのシンポジウムが行わ